

新荒尾市民病院整備に係る医療機器整備計画策定のための 事前調査等業務委託要求水準書

1 委託業務名

新荒尾市民病院整備に係る医療機器整備計画策定のための事前調査等業務

2 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日

3 委託業務の内容

荒尾市民病院新病院（荒尾市立有明医療センター(仮称)）建設基本計画のコンセプトを実現するために必要な業務を基本設計と調整を行いながら実施する。

なお、現時点で想定する業務は下記のとおりであるが、下記の項目以外についても、受託者において検討し、必要と思われる項目があれば提案することを妨げない。

- (1) 現有機器の調査を行い、現有医療機器台帳を作成する。同台帳作成に当たっては、現施設における設置場所、機器名称、メーカー名、製造又は購入年月日、寸法、電源・給排水の状況、医療情報システムとの接続有無、その他、特殊な設備条件等について調査の上、台帳に記載すること。
- (2) 現有医療機器について、平成34年6月開院予定の新病院への移設の可能性を4段階程度（可能、要検討、不可能、廃棄・更新不要など）に整理して、判断の根拠・理由とともに①で作成した現有医療機器台帳に追記する。
- (3) 新病院で必要となる医療機器について、②で作成した台帳をもとに、各部門や診療科へのヒアリングを実施し、各部門等の要望を取りまとめ、部門ごとの整備希望医療機器リストを作成する。ヒアリングを実施した場合は、議事録を作成すること。
- (4) ②及び③を踏まえて、更新又は新設すべき医療機器のリストを作成する。同リスト作成に当たっては、実勢価格の調査を行い、更新等に係る概算費用を算定し、リストに記載すること。なお、機器・設備の選定に当たっては、1社指定とならないよう複数社の選択が可能な価格条件を設定すること。その他、新設又は更新すべき年月を整理し、同リストに記載すること。

4 成果品

本業務の成果品は下記を基本とする。提出する成果品の内容、部数及び提出方法等については、委託者と協議の上、決定する。

- (1) 現有医療機器台帳
- (2) 部門ごとの整備希望医療機器リスト
- (3) ヒアリング議事録

(4) 更新又は新設すべき医療機器のリスト

5 業務の実施条件等

(1) 法令等の遵守

受託者は本業務の実施に当たって、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、適正な人員を配置し、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、正確に行わなければならない。

(2) 打合せ

受託者は事前に委託者と打合せを行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、打合せ事項について後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等を記録した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。

(3) 設計業者との協力

受託者は本業務の実施に当たって、本件に係る設計事業者と十分に協力し、業務を円滑に遂行するものとする。

(4) 業務上の指示

受託者は委託者と連絡を密にし、委託者の指示に従わなければならない。

(5) 業務上の報告

受託者は委託者に対して、定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。

(6) 疑義

受託者は本業務の遂行に当たり、疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議しなければならない。また、本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

6 その他

(1) 本業務の遂行に当たり知り得た情報は、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後においても同様とする）。

(2) 本業務に必要な資料については、必要に応じて提供するが、荒尾市民病院の許可なく第三者に流布してはならない。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。

(3) 受託者は、本業務の完了後、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに、委託者の指示に基づき、成果品の訂正を行わなければならない。

(4) 成果品の著作権は原則として荒尾市民病院に帰属するものとし、荒尾市民病院の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。